

# 第1章 市税とそのゆくえ

## 那覇市の財政

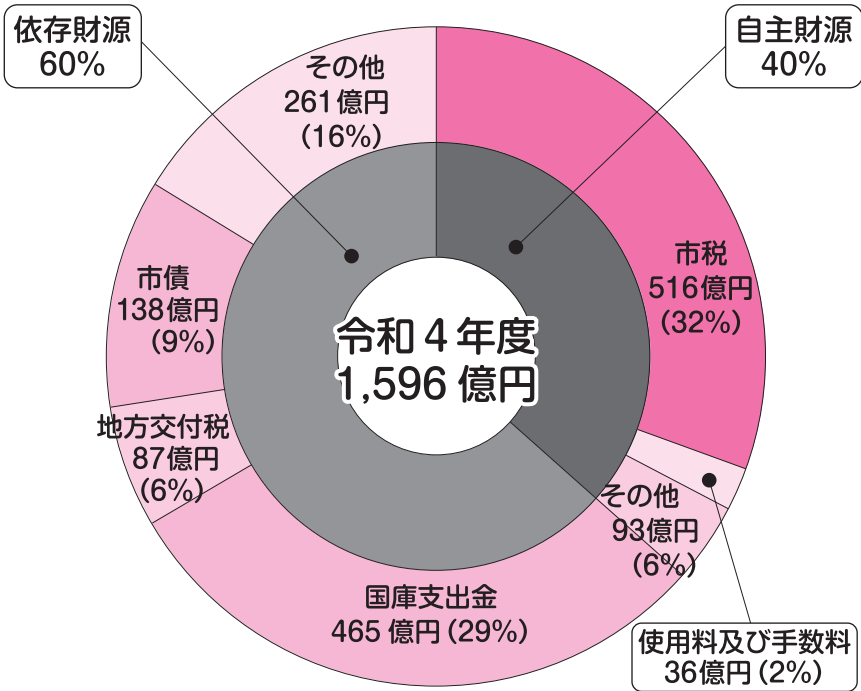
市役所は、児童や高齢者などの社会福祉をはじめ教育、ごみの収集処理、道路や公園の整備など市民一人一人が安全に、そして安心して生活を営むことができるようにいろいろなサービスを提供しています。

このためには、多くのお金が必要となり、その財源は市民の方に納めていただく市税のほかに、国から市に対して出される国庫支出金、国税の一部が配分される地方交付税、借金である市債などがあります。

令和4年度の一般会計当初予算は約1,596億円、このうち市税は約516億円で歳入の約32%を占める重要な財源となっています。

(令和4年度一般会計当初予算)

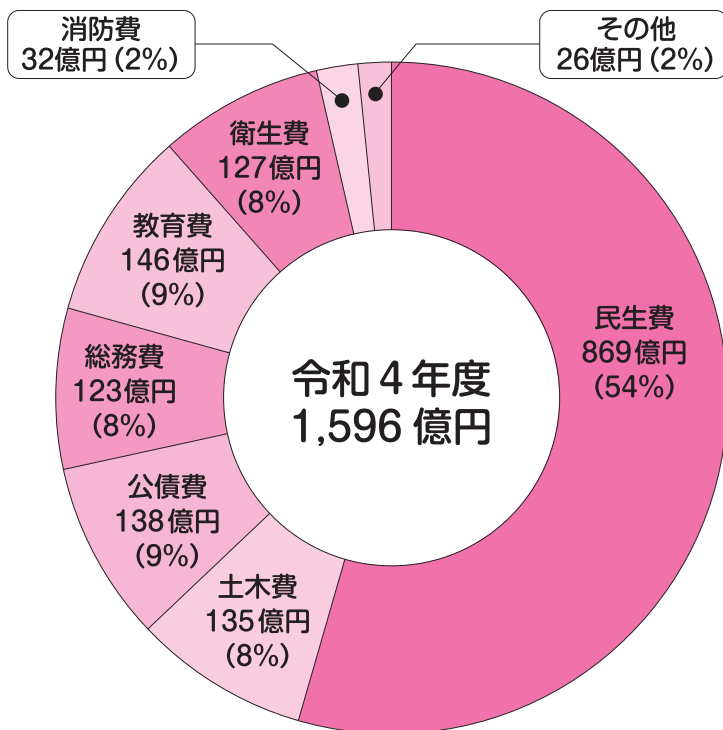
### 歳入（入ってくるお金）の内訳



**自主財源とは** 市が自主的に調達できる財源です。

**依存財源とは** 市が自主的に調達できない、国や県から配分された財源です。

## 歳出（使うお金）の内訳



### 民生費とは

福祉施設の運営、生活補助、児童・高齢者などのために使用されます。

### 土木費とは

道路・公園・市営住宅等の新設改良などのために使用されます。

### 公債費とは

国や金融機関など市債（借金）の返済に使われます。

### 総務費とは

広報・統計調査、市役所の運営などのために使用されます。

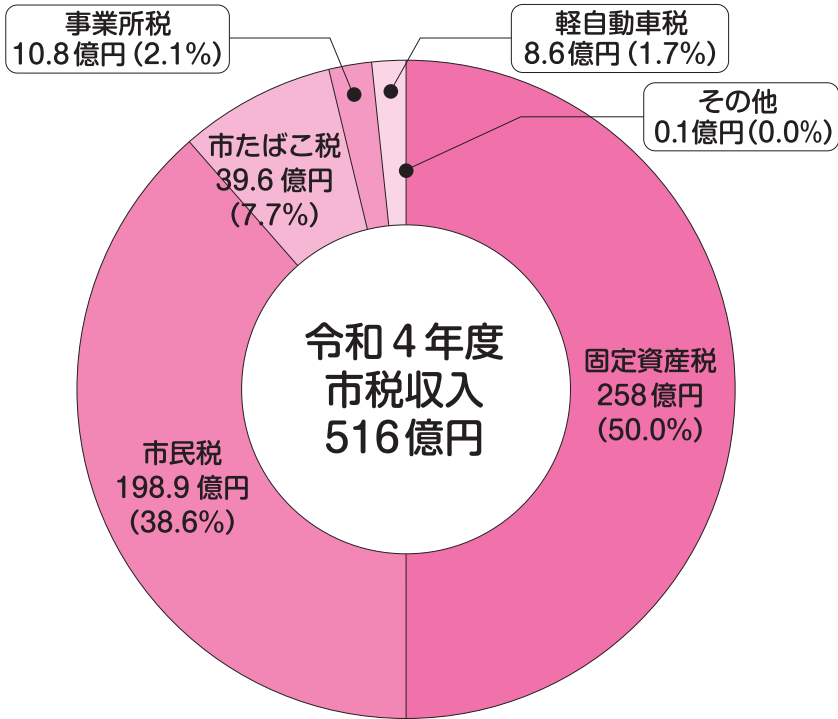
### 教育費とは

学校・幼稚園の運営、社会教育などのために使用されます。

### 衛生費とは

予防接種、ごみ処理などに使用されます。

## 市税収入の内訳



**162,656円**

市民の方に納めていただく市税額を市民1人当りに換算すると、この金額になります。

**502,899円**

一般会計当初予算額を市民1人当りに換算すると、この金額になります。

上記金額は、令和4年度一般会計当初予算額1,595億1,500万円のうち市税予算額515億9,306万円、令和4年3月末現在の市の人口317,191人をもとに算出しています。

# 地方税法及び市税条例の一部改正のあらまし

税制改正の主要な改正点等については、次のとおりです。

税 目	改 正 内 容
<p><b>固定資産税</b></p> <p>企画財務部 資産税課 家屋担当 (Tel.098-862-5320)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税減額措置</b> <p>平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅のうち、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、外壁や窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で政令で定めるものを行った場合に、工事が完了した年の翌年の固定資産税の 1/3 に相当する額を減額する。</p> <p>また、当該工事により認定長期優良住宅に該当することとなった場合には 2/3 に相当する額を減額する。</p> </li> </ul>
<p>企画財務部 資産税課 土地担当 (Tel.098-862-5320)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>固定資産税（土地）の負担調整措置</b> <p>土地に係る固定資産税の負担調整措置については、激変緩和の観点から、令和 4 年度限りの措置として、商業地等（負担水準が 60%未満の土地に限る。）の令和 4 年度の課税標準額を、令和 3 年度の課税標準額に令和 4 年度の評価額の 2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額として、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。）とする。</p> <p>※住宅用地、農地等については、現行どおり。</p> </li> </ul>
<p>企画財務部 資産税課 償却担当 (Tel.098-862-5320)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置</b> <p>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を、最初の 3 年度分、価格に 3/4 を乗じた額とする。</p> <p>※貯留機能保全区域…河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い侵入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められるもの。</p> </li> <li>• <b>公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び適用期限の延長</b> <p>令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の事業場等において、当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者が下水道を使用するにあたり、当該事業者等が設置した除害施設について、課税標準を価格に 4/5 を乗じて得た額とする。</p> </li> </ul> </li> </ul>